

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

加古川市長

市町村名 (市町村コード)	加古川市 ( 28210 )
地域名 (地域内農業集落名)	志方町大澤南部地区 ( 大澤南部 )
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年9月27日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

## (1) 地域農業の現状及び課題

## 【現状】

本地域では、地域農業の担い手として認定農業者かつ集落営農組織である農事組合法人志方東営農組合及び個人農家5名への農地の集積・集約化が進んでいる。

## 【課題】

高齢化が進み、後継者不足が問題となるなか、担い手が利用する農地以外の農地をどのように管理していくかが課題である。

## (2) 地域における農業の将来の在り方

水稲、麦を主要作物とし栽培を行い、農地利用について現状維持に努める。  
農地管理を続けるために営農の規模を維持する。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

## (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	22.1 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	22.1 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	— ha

## (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
地域の農地利用はできる限り集積・集約化する。 農地については引き続き営農及び個人農家が適切に維持していく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構を活用して農地の集積・集約を図り、維持、保全に努めていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
農地の基盤整備済み(昭和60年度、61年度)
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
営農による農地利用を継続する。 また、新規就農者を積極的に受け入れるが、今後保全・管理等が行われる農用地が発生した際には、その農地の利用を含めた就農を条件とする。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
機械の導入や農作業は営農が実施しており、今後も農家から依頼があった場合は営農での対応を維持していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

多面的機能支払交付金を活用し、農道及び農業用水路等の保全・管理を行う。